

# 令和元年6月定例会 特別委員会の記録

## 避難地域等復興・創生対策特別委員会

委員会は、本定例会において付議事件「1 避難地域等復興・創生対策について」及び「2 上記1に関連する事項」についての調査を終結し、次のとおり委員会報告書を取りまとめ、議長に報告した。

付議事件
1 避難地域等復興・創生対策について
2 上記1に関連する事項
調査事項及び調査内容
1 避難地域等復興・創生対策について
(1) 安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について
① 復興の更なる加速化
② 帰還支援・生活再建支援
(2) 復興・創生期間後の施策について
① 復興・創生期間後の施策
(3) 環境回復・原発事故収束対策について
① 除染等の推進
② 廃棄物等の処理
③ 廃炉・汚染水対策

委員長名	青木稔
委員会開催日	令和元年7月2日(火)
所属委員	[副委員長] 宮川政夫 橋本徹 [理事] 神山悦子 円谷健市 [委員] 佐々木彰 三村博隆 荒秀一 先崎温容 安部泰男 小林昭一 宮川えみ子 杉山純一



青木稔委員長

( 7月 2日 (火))

### 委員会報告書(要約)

#### 調査の経過

本委員会は、避難地域等復興・創生対策について調査するため、平成29年12月19日に設置され、県内外調査を含め12回の委員会を開催した。

## 調査結果

### 1 安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援 について

#### (1) 復興の更なる加速化

ア 浜通り地方の医療体制整備について、医師不足を解消し医療人材を確保するため、インセンティブなどのさらなる支援策を具体化し充実するべきである。

また、被災地で再開した医療機関において持続的に医療が提供されるよう、医療機関に対しては、さまざまな支援制度の充実等により、引き続き、経営の安定化に向けた支援に取り組むべきである。

イ 避難地域等における今後の帰還促進に向け、住民が安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療体制の整備と併せて、訪問看護などの在宅医療体制も整備を図るべきである。

ウ 浜通り地域の救急医療体制の充実に向け、ふたば医療センター附属病院に配備された多目的医療用ヘリを大いに活用すべきであり、多目的医療用ヘリのより一層の活用のため、離着陸場所のさらなる確保を図るべきである。

エ 被災地特例として始められた大区画化の圃場整備事業については、復興・創生期間終了後も農家の負担が生じないよう、国に同じ枠組みの継続を求めるべきである。

オ 被災地域の農業再生については、営農を休止していた農家が再開できるような支援を行うとともに、新たに就農する若者や企業等に対する支援を強化し、担い手の確保と育成を図るべきである。

カ 急傾斜等の理由で面的な除染の対応が困難で、いまだ除染が行われていない牧草地については、東京電力における賠償問題の解消も踏まえながら、畜産や観光分野で利用再開できるよう、各部局で連携して解決に努めていくべきである。

キ 避難地域等の森林再生については、特に広葉樹林の再生が低調である状況を重く受け止め、市町村が事業主体となつて進めている森林整備が円滑に推進するよう、施業現場における課題等の把握とともに、整備すべき森林規模が広範囲である状況を踏まえ、国の関係省庁とも連携しながら、一層の効率化と改良を重ねて取り組んでいくべきである。

ク 本県の水産業の復興再生に向けては、漁業者に対する経営支援及び技術的支援とともに、施設、設備及び漁船確保などの環境整備を着実に進める必要がある。

また、漁業後継者の育成など担い手確保のための支援策を充実すべきである。

ケ 水産物の風評の払拭に向け、県によるモニタリング検査と、漁協・漁連によるスクリーニング検査の体制を維持することで、消費者の不安解消を図るべきである。

コ イノシシの被害対策については、これまでの被害の把握や捕獲等の実績を踏まえ計画や取組を総括し、生息頭数の高どまりを容認することのないよう今後の対策を講じるべきである。

サ 被災地の事業者等の事業や生業の再建については、商工会等の関係団体と連携しながら、個別の実態や課題の把握に努めるとともに、事業者の事業再開を後押しできるよう、引き続き、きめ細かな支援に取り組んでいくべきである。

シ 被災者等の雇用の促進については、本県の復興と避難者支援のため、引き続き緊急雇用事業の継続と予算確保を国に求めていくべきである。

ス 福島ロボットテストフィールドの整備・利活用については、今後の運営管理を通じて、産学官が広域的に連携し、浜通り地域における一層の産業集積や人材育成に取り組むべきである。

セ 大堀相馬焼等の伝統工芸品については、学校や県有施設において積極的に活用するなど、産業の再生に資するよう、さまざまな周知や普及拡大に向けた支援に取り組んでいくべきである。

#### (2) 帰還支援・生活再建支援

ア 被災市町村においては、専門技術職員の不足や過重な復興業務による若手職員の離職など、マンパワー不足が課題

となっていることから、この解消に向け、引き続き県において業務を熟知した職員を確保し派遣するなど、地元の意見を聞きながら市町村の人的支援に取り組むべきである。

イ 県内外の自主避難者や応急仮設住宅の供与が終了となる避難者については、個々の状況や課題をよく把握し、避難者の意向やさまざまな事情等に十分に配慮して、今後、丁寧な対応と支援に取り組むべきである。

ウ 原子力損害賠償については、生活再建や営業の再建等、本県の復興に大きく関わるものであり、県民の立場に立ち、被害や損害の実態に見合った正当な賠償が行われるよう、国や東京電力に対し強く求めていくとともに、ADRの制度についても適正に機能していくよう求めていくべきである。

また、賠償にかかる被害者からの相談については、県として解決に向けしっかりと支援に取り組んでいくべきである。

エ 被災地における介護サービスの提供体制については、避難者の帰還に向け、今後もより一層の整備・再構築に取り組むとともに、介護職員の人材確保に向け、本県独自のさらなる取組も検討すべきである。

また、訪問看護、在宅医療などの医療分野との連携についても十分に配慮し、地域包括ケアシステムの構築についても取り組んでいくべきである。

オ 応急仮設住宅の一斉点検については、入居している被災者の立場に立って、修繕等の要望に対応すべきである。

また、復興公営住宅の管理に当たっては、住民が困惑する事例が生じないよう、住民からのさまざまな相談・要望等に柔軟に対応すべきである。

カ 復興公営住宅への入居については、子育てや就労など、避難者それぞれがおかれている状況に配慮し、避難者からの要望を踏まえ、入居要件の緩和などに柔軟に対応すべきである。

キ 復興公営住宅の建設に使用されているCLT（直交集成板）等新たな木材利用技術の導入は、森林資源の循環活用、林業の活性化のためにも有効であるため、さらに活用を図るべきである。

また、本県内でも県産材を使用するCLT建材の生産に取り組むべきである。

ク 避難地域の小中学校における教職員の加配については、児童生徒へのきめ細かな対応に向け、引き続き国に対し措置の継続を求めていくとともに、スクールカウンセラーの配置についても、被災した子どもたちの心のケアに当たるため、手厚い配置を継続して要望すべきである。

ケ 被災した子どもたちの就学等に係る経済的支援については、避難者の負担がふえることのないよう、国に対し継続を求めていくべきである。

コ 避難指示解除地域において再開した学校が、児童・生徒の減少により休校となるような場合でも、その後の児童・生徒数の動向等に応じ、学校の再開が可能となるよう、市町村教育委員会と連携し対応に努めていくべきである。

サ 双葉郡の中高一貫校であるふたば未来学園中学校・高等学校については、本県の復興を担う人材の育成に向け、十分な環境の整備と教育の充実にしっかりと取り組むべきである。

## 2 復興・創生期間後の施策について

### (1) 復興・創生期間後の施策

ア 復興・創生期間後も、避難地域の復興・再生に向けた施策等を推進するため、中長期にわたり必要となる財源の確実な確保と、復興庁の役割を担う組織体制の継続を、しっかりと国に求めていくべきである。

イ 本県における再生可能エネルギーの活用については、2040年に県内エネルギー需要の100%を再生可能エネルギーで賄うとの目標に向け、復興・創生期間後も生産体制の整備など計画的に取り組むべきである。

ウ 福島イノベーション・コースト構想の推進については、ロボットテストフィールド等の拠点整備を含めたさまざまな取組を、地域の雇用創出、地元企業の再生及び産業集積など、地元での経済効果や避難者の帰還にもつながるよう進めていくべきである。

エ 避難指示が解除された地域の住民の要望等から課題の把握や分析を行い、避難者に寄り添った今後の対応につながるよう国に求めていくとともに、県としても住民の帰還に向けた施策等を検討していくべきである。

また、帰還に向けた被災市町村における広域連携については、市町村の取組を県が支援しながら、帰還環境の整備等を進めていくべきである。

オ 特定復興再生拠点区域から外れた帰還困難区域についても、今後、早期の避難指示解除となるよう、国に対応を求めていくべきである。

### 3 環境回復・原発事故収束対策について

#### (1) 除染等の推進

ア 国のリアルタイム線量測定システムについては、当面存続との方針が出されたが、配置見直しにあたっては、地域住民の意向に十分に配慮すべきであり、避難者の帰還の問題等にも密接に関わるため、予算の確保等も含め、今後も引き続き国に設置継続を強く要望すべきである。

イ 中間貯蔵施設への除去土壌の輸送については、輸送量の増加に対応した事故防止対策を万全なものとするため、搬入時間帯や実施の方法など、住民の声を踏まえた上で安全・安心に加え円滑かつ確実な方策を検討するよう国に求めるべきである。

また、除去土壌を収納した保管容器については、劣化や破損による流出等が懸念されるため、今後も適切な対応を行うよう国に求めるべきである。

ウ 特定復興再生拠点における国直轄除染については、除染実施範囲の拡大要望などの市町村の意向に十分に配慮し、柔軟に対応するよう引き続き国に求めるべきである。

エ 除去土壌の減容化の実証実験及び再生利用については、これらが行われる各地域において、さまざまな事情や風評等の懸念があることから、実施に当たっては安全性の確認及び住民への丁寧な説明を行うとともに、住民の声を十分に踏まえた対応を行うよう国に強く求めるべきである。

オ 農業用ため池の放射性物質対策については、水質等のモニタリング調査や対策工事の取組を引き続き実施するとともに、新たな工法等についての検証を含め、市町村が農業用ため池の除染を進める上での技術指導や支援に継続して取り組むべきである。

カ 森林に係る空間放射線量等のモニタリング調査結果については、福島第一原子力発電所事故から8年3か月あまりが経過し、事故当時と状況が変化しているため、詳細な分析を行い、今後、森林の再生・整備などの事業に生かすべきである。

#### (2) 廃棄物等の処理

ア 国が実施する被災家屋の解体については、申請期間後の住民からの要望にも柔軟に対応するよう国に求めるとともに、解体作業に従事する県民も多いことから、作業員が劣悪な条件の下で働くことがないように、労働環境の整備改善についても国に強く要望すべきである。

イ 製材業者から出た樹皮（パーク）については、震災前は燃料や堆肥等に有効利用されていたが、放射性物質に汚染され、いまだに産業廃棄物として処理されるものが約7割と多いことから、事業者において適切に処理が行われるよう監督を徹底すべきである。

ウ 焼却や熔融処理後に県中浄化センターで保管されている下水汚泥の焼却灰等については、8,000 Bq/kg以下のものは県が引き続き安全な保管と搬出を行うよう努めるとともに、8,000 Bq/kg超及び10万 Bq/kg超の焼却灰等については、それぞれ国において、国が管理する最終処分場や中間貯蔵施設へ安全に搬出されるよう求めるべきである。

### (3) 廃炉・汚染水対策

- ア 廃炉については、専門家のみによって進められるだけでなく、住民参加が重要であるため、廃炉安全確保県民会議のような住民の声を広く集める機会をふやすとともに、住民にわかりやすく情報公開される仕組みを検討すべきである。
- イ 東京電力福島第一原子力発電所における今後の燃料デブリの取り出しは非常に困難な作業であるため、廃炉安全監視協議会や現地駐在職員の配置を含め安全監視体制を一層強化するとともに、同発電所周辺のモニタリングについても廃炉作業の進捗に応じてさらに強化すべきである。
- ウ 今後の廃炉に向けた取組にあつては、新たな地震発生の可能性も考慮した廃炉作業が行われるとともに、新たな津波への対策として、福島第一原子力発電所敷地内に防潮堤が早期に設置されるよう東京電力に求めるべきである。
- エ 廃炉作業における労働災害の防止については、労働環境の改善に向けた取組を行うよう東京電力に求めるとともに、労働者の相談体制等については、県としてもきめ細かな対応を検討すべきである。
- オ トリチウム水については、新たな知見等も踏まえながら処理方法等の検討を行うとともに、今後の対応に当たっては漁業者の不安感など県民の声を十分に踏まえた上で、経済的な判断だけではなく風評などの社会的な影響を含め、慎重に判断されるよう国及び東京電力に求めるべきである。
- カ 水処理二次廃棄物については、環境への負荷、人体への影響及び作業員の被曝も懸念されることから、漏えい防止対策の監視を強めるとともに、保管等の処理対策が今後安全に行われ事故防止が図られるよう東京電力に求めるべきである。
- キ 原子力防災計画については、深刻な被害をもたらした福島第一原子力発電所事故を受けた本県の対応が、他の自治体の教訓として注目されていることに鑑み、本県の取組を具体的に示すべきである。

### 3 おわりに

本委員会に付託された事件「避難地域等復興・創生対策について」は、内容が広範であるため、限られた期間において結論を出すのはもとより困難であるが、本委員会の設置目的である、避難者の帰還促進、生活再建支援をはじめ、本県の復興・創生に向けた施策の強化に向け、県内外調査を含む調査活動に積極的に取り組み、活発な調査を進めてきた。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から8年3か月あまりが経過し、本委員会の設置期間中には、東京電力による福島第二原子力発電所の廃炉方針の表明や、大熊町の避難指示の一部解除など、本県の復興に向けたさまざまな動きがあったところであるが、今もお県内外で4万人を超える県民が避難生活を続け、避難指示が続く地域もあるなど、県民が真の意味で復興を実感できるようになるためには、引き続き中長期的な対応が必要である。そのため、住民の生活の安定や円滑な帰還を図る措置はもとより、教育や保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置を一層促進し、避難地域の再生、被災者の生活再建、風評の払拭などの取組を進めていく必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束に向け、廃炉・汚染水対策の推進はもとより、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域整備に向けた除染等の取組や、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌の安全な輸送搬入など環境回復対策についても着実に進め、県民が安心して生活できるよう、復興・創生期間後も必要となる取組を確実に推進していくことが重要である。

この報告をもって本委員会の調査は終了するが、避難地域等復興・創生対策は、長期かつ継続的に取り組むべき課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においてはその重要性を踏まえ、この報告の具体化のために積極的に対応されるよう要請する。